

## 障害児デイサービスの存続を求める意見書

障害児デイサービスは、障害者自立支援法の施行により、就学前の幼児が70%以上通所していることが指定の存続問題に直面している。

また、70%以上という基準を満たした場合には、学童期の児童の利用希望があっても基準を満たさなくなる事態を避けるためには、ニーズがあっても受け入れることができない。こうした実態を踏まえるなら、現在70%の基準を満たすことができずに経過的デイサービスとして支援事業を行っているこれらの事業所が存続できなければ、障害児及び障害児を抱える家庭の支援は深刻な混乱に直面しかねない。

現在厚生労働省においても検討がなされているが、学齢期の障害児が必要とする支援を受けることができるように、また経営的にも大変厳しい状況に置かれているこれらの事業所が存続して健全に運営できるよう、経過的障害児デイサービスのあり方を抜本的に見直されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月18日

鳥取市議会議長 上 杉 栄 一

財 務 大 臣  
厚生労働大臣 様